

「日本写真家協会入会規程 3 : 資格審査資料」の補足

- ・日本写真家協会入会規程 3 (1) の①提出資料は、**最近5年間(2019年1月以降)**で、発行所の異なる2社以上の刊行物(現物) 5点。**掲載作品は重複しないよう**お願いします。

☆提出資料の1~5番が判断できるように付箋をつけてください。

☆写真が掲載されている頁及び氏名表示のある頁、発行年にも付箋をつけて明示してください。

☆同頁に他人の写真がある場合は、その写真が見えないように紙でマスクなどしてください。

- ・**CD、DVD 等のデジタル写真集をパッケージと共に提出することができます。**
提出物の内容を10点(A4サイズ)出力したものを1点としていただきます。
- ・**発行年が確認できない資料(パンフレット、ポスター、Web等)、「氏名表示」がない資料の場合**
発行所又はクライアントによる証明書を添付してください(見本1部同封しています)。
資料1点ごとに、撮影者、発表媒体名、発行年月日を明記のうえ、社印又は担当部署印、担当部署管理責任者(部・課長以上)による証明書(名刺でも可)を添付してください。
なお、フォト・エージェンシー(フォト・ライブラリー)等に預けている写真については、証明の対象とはなりません。
- ・**代表作品は、最近5年以前であっても提出することができます。**
提出資料5点とは別に「参考資料」として規程外の作品を、1点提出することができます。
- ・**Web上での作品については、刊行物に代えて4点まで提出することができます。**
入会規程 3 (2)⑥の条件「プリント 10 点以上」「画面のキャプチャー」「クライアント等の証明」が必要です。

日本写真家協会入会規程 3 (1) 及び (2) の「②」提出資料について

- ・**フリー写真家の場合**は、所轄税務署の受付印が押された「令和4年分の所得税の確定申告書第1表」(控)のコピー(金額欄のみ墨塗可、切り取りは不可)を提出してください。
- ・**フリー写真家で会社代表者の場合**は、④会社の「登記簿謄本」のコピー、⑤「在職証明書」(就業期間、職種の明記)、⑥「給与所得の源泉徴収票」のコピーを添付してください。
- ・**勤務写真家の場合**は、①「在職証明書」(就業期間、職種の明記)と②「給与所得の源泉徴収票」のコピーを提出してください。
- ・**1年以内に退職しフリー写真家となった場合**は、前勤務先の「在職務証明書」(就業期間、職種の明記)と「給与所得の源泉徴収票」のコピーを提出してください。
- ・**その他の事項**
 - ◎申込締切日・1月31日(当日消印有効、持参の場合は1月31日午後5時迄)
 - ◎審査結果・3月中旬頃に文書で通知します。
 - ◎入会内定後、新入会員説明会・2024年4月1日(月)に本人が出席(必須。欠席の場合は1年間保留)
 - ◎新入会員説明会の当日までに入会金50,000円、年会費40,000円を納入してください。
 - ◎協会が加入する一般社団法人日本写真著作権協会(JPCA)の写真著作権信託者となり、著作権ID登録者となります。(信託の範囲=企業内での複写(コピー)の権利許諾に限定)
 - ◎東京、大阪で開催する新入会員展に出展をしていただきます。(必須)
 - ◎名取洋之助写真賞、同賞奨励賞及び笹本恒子写真賞の受賞者は入会金を免除します。